

人事行政の運営等の状況

地方公務員法第58条の2及び新城市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例に基づき公表します。これは、人事行政の運営等の状況を市民のみなさんに公表することにより、その公正性と透明性を高めることを目的としています。

今回の平成18年度の人事行政の運営等の状況は、平成17年10月の市町村合併後、初めて年間を通じての新城市の状況です。今後とも、市民のみなさまにご理解をいただけるよう、さらに適正な人事行政の運営に努めてまいります。

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員の採用・退職の状況(平成18年度) 単位:人

	退職				採用	増減	定年:60歳(医師は65歳) 勧奨:定年前の 早期退職 自己都合等:死亡退職を含む。
	定年	勧奨	自己都合等	計			
事務職	7	3	3	13	5	△8	
保育・教諭職	2	1	8	11	5	△6	
消防職	7	0	0	7	3	△4	
医療職	0	2	39	41	12	△29	
技能労務職	4	0	0	4	0	△4	
合計	20	6	50	76	25	△51	

* 対象期間:(退職)H18.4.1~H19.3.31、(採用)H18.4.2~H19.4.1

(2) 職員数の状況 H17.10.1以前は、旧3市町村及び広域事務組合の職員数の総計 ()内は旧新城市

		職員数の推移					5年間の増減
		H15.4.1	H16.4.1	H17.4.1	H18.4.1	H19.4.1	
福祉 関係 を除く 一般 行政	議会	8(4)	8(4)	8(4)	6	6	△2
	総務	124(71)	128(71)	126(71)	123	113	△11
	税務	30(17)	30(17)	30(17)	23	22	△8
	労働	1(1)	1(1)	1(1)	2	2	+1
	農林水産	41(16)	40(16)	40(15)	34	36	△5
	商工	14(7)	16(8)	15(8)	11	10	△4
	土木	51(37)	49(35)	47(33)	49	48	△3
	小計	269(153)	272(152)	267(149)	248	237	△32
福祉 関係	民生	183(122)	178(120)	177(120)	169	164	△19
	衛生	54(19)	52(19)	52(18)	53	52	△2
	小計	237(141)	230(139)	229(138)	222	216	△21
一般行政計		506(294)	502(291)	496(287)	470	453	△53

特別 行政	教育	97(57)	96(57)	93(54)	91	86	△11
	消防	115(115)	118(118)	119(119)	120	120	+5
	小計	212(172)	214(175)	212(173)	211	206	△6
公営 企業 等	病院	323(312)	327(317)	323(313)	282	255	△68
	水道	22(12)	22(12)	21(11)	23	22	0
	下水道	12(10)	12(10)	12(10)	13	13	+1
	その他	34(18)	36(19)	36(19)	29	29	△5
	小計	391(352)	397(358)	392(353)	347	319	△72
合計	1,109(818)	1,113(824)	1,100(813)	1,028	978	△131	

*ただし教育長を含む。(H17.4.1までは、旧3市町村の教育長3人を含み、H18.4.1現在、教育長不在)

2 職員の給与の状況

(1)人件費の状況(平成18年度普通会計決算)

	住民基本台帳人口	歳出額	実質収支	人件費	人件費率
新城市	52,160人	215億8242万円	7億7703万円	56億3699万円	26.10%

(2)職員の初任給等の状況

		初任給	経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年	行政職平均
行政職	大学卒	170,200円	254,600円	297,900円	337,300円	335,900円
	高校卒	138,400円	220,400円	260,100円	294,200円	

(3)行政職の級別職員数の状況

		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	計
新城市	職務内容	主事・技師	主任	主査	副課長	課長	部長		
	職員数	34	68	83	84	42	56	14	381
	構成比	8.9	17.8	21.8	22.0	11.0	14.7	3.8	100.0

*6級の課長職には、副部長を含む。

(4)職員の手当の状況(18年度旧新城市給与実態調査より)

種類	内容	月平均支給額
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員(副課長相当職以上)に給料月額額の12~16%を支給。	56,300円
扶養手当	扶養親族のある職員に支給。 配偶者(13,000円)	19,500円

	その他(2人目まで各6,000円、3人目以降各5,000円) 15歳～22歳までの子(各5,000円加算)	
地域手当	給料、管理職手当、扶養手当の6%を支給。	20,400円
住居手当	12,000円を超える家賃を支払っている職員には最高27,000円、自己所有の住宅に居住している世帯主である職員には新築後5年間に限り2,500円を支給。	20,000円
通勤手当	片道2キロメートル以上の場合に、通勤距離に応じて2,000円～24,500円を支給。	8,000円
時間外勤務手当	正規の勤務時間以外の時間に勤務することを命ぜられた職員(管理職手当を支給されている職員を除く。)に勤務時間に応じて支給。	26,500円
期末手当・勤勉手当	6月期、12月期の年2回に分けて支給。 6月期 2.125月分(期末1.4月分、勤勉0.725月分) 12月期 2.325月分(期末1.6月分、勤勉0.725月分)	年間1,541,900円
特殊勤務手当	著しく困難、危険、不快、不健康な業務に従事した職員に支給。	7,300円 (医師等の医療職を除く)
退職手当	勤務年数及び在職中の貢献度に応じて支給。	平均10,506,800円

* 月平均支給額は、支給されている職員の平均です。

* 期末手当・勤勉手当、退職手当については、18年度中の状況です。

* 退職手当は、退職者の平均支給額です。

* 他に初任給調整手当、単身赴任手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当があります。

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 標準的な勤務時間(病院、消防などの交替・変則勤務体制の職場を除く。)

1日の勤務時間 : 8時間

勤務時間 : 8時30分～12時、12時45分～17時15分(午前・午後に各15分の休憩時間を含む。)

1週の勤務時間 : 月曜日から金曜日の40時間

週休日 : 土曜日、日曜日(他に国民の休日、年末年始も休日となります。)

(2) 年次休暇の取得の状況

総付与日数	総取得日数	全対象職員数	平均取得日数	消化率
-------	-------	--------	--------	-----

17,601 日	3,688 日	443 人	8.3 日	20.9%
----------	---------	-------	-------	-------

* 全対象職員数：一般職の職員

(3) 休暇の種類

休暇の種類	内容	日数	
年次有給休暇	1年に20日。(20日を超えない範囲内で残日数を翌年に繰り越すことができる。)	20日	
病欠休暇	負傷又は疾病のため療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	公務上	必要最小限度の期間
		結核性疾病	1年を超えない範囲内
		その他	90日を超えない範囲内
特別休暇	選挙権その他の公民としての権利を行使する場合	必要と認められる期間	
	証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他の官公署へ出頭する場合		
	骨髄移植のための骨髄液の提供者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は骨髄移植のため配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に骨髄液を提供する場合		
	自発的に、かつ、報酬を得ないで社会に貢献する活動(専ら親族に対する支援となる活動を除く。)を行う場合	5日以内	
	結婚する場合	連続する5日の範囲内の期間	
	6週間(多胎妊娠の場合は14週間)以内に出産する予定である女性職員が申し出た場合	出産の日までの申し出た期間	
	女性職員が出産した場合	出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間	
	生後1年に達しない子を育てる職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合	1日2回それぞれ30分以内の期間	
	職員の妻が出産する場合	2日以内	
	小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が、その子の看護のため勤務しないことが相当であると認められる場合	1年に5日以内	
	職員の親族が死亡した場合で、職員が葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき	配偶者	7日
		父母	
		子	5日
祖父母		3日	
孫		1日	
兄弟姉妹		3日	
おじやおば		1日	
父母の配偶者又は配偶者の父母		3日	
子の配偶者	1日		

	祖父母の配偶者又は配偶者の祖父母 兄弟姉妹の配偶者又は配偶者の兄弟姉妹 おじ又はおばの配偶者	
	父母の追悼のための特別な行事	1日
	夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため必要と認められる場合	3日の範囲内
	地震、水害、火災その他の災害により職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合	7日の範囲内
	地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難な場合	必要と認められる期間
	地震、水害、火災その他の災害時において、退勤途上における心身の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	
	勤続20年又は30年に達した職員が旅行等により心身のリフレッシュを図る場合	連続する3日の範囲内
介護休暇	配偶者、父母、子、配偶者の父母等が負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障がある者を介護する場合	連続する6月の期間内において必要と認められる期間

(4) 育児休業及び部分休業の取得状況

単位：人

	制度の内容	前年度から継続者		新規取得者	
		男性職員	女性職員	男性職員	女性職員
育児休業	3歳に満たない子を養育するために休業することができる制度	0	18	0	19
部分休業	3歳に満たない子を養育しながら勤務する場合に、1日に2時間以内で休業することができる制度	0	0	0	0

4 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分の状況 単位：人

		降任	免職	休職	降給	合計	失職
勤務実績がよくない場合	地公法第28条第1項第1号	0	0	0	0	0	0
心身の故障	地公法第28条第1項第2号	0	0	10	0	10	0

適格性を欠く場合	地公法第 28 条第 1 項第 3 号	0	0	0	0	0	0
職制、定員の改廃、予算の減少	地公法第 28 条第 1 項第 4 号	0	0	0	0	0	0
刑事事件に関し起訴された場合	地公法第 28 条第 2 項第 2 号	0	0	0	0	0	0
条例で定める事由	地公法第 28 条第 2 項	0	0	0	0	0	0
合 計		0	0	10	0	10	0

(2)懲戒処分 of 状況

・事由別

単位：人

		戒告	減給	停職	免職	合計	訓告等
法令に違反した場合	地公法第 29 条第 1 項第 1 号	2	0	1	0	3	51
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合	地公法第 29 条第 1 項第 2 号	2	0	0	0	2	2
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行の場合	地公法第 29 条第 1 項第 3 号	0	0	0	0	0	0
合 計		4	0	1	0	5	53

・行為別

単位：人

		戒告	減給	停職	免職	合計	訓告等
給与・任用に関する不正		0	0	0	0	0	0
一般服務違反関係		0	0	1	0	1	1
一般非行関係		0	0	0	0	0	0
収賄等関係		0	0	0	0	0	0
交通違反関係	職務遂行中	2	0	0	0	2	14
	その他	0	0	0	0	0	36
監督責任		2	0	0	0	2	2
合 計		4	0	1	0	5	53

5 職員のサービスの状況

(1)職務専念義務免除の状況

	許可件数	許可した内容等
職務専念義務免除	1,499 件	定期健康診断、人間ドック、B 型肝炎検査接種等、消防団活動(火災)、免許更新等

(2) 営利企業等従事許可の状況

	許可件数	許可した内容等
営利企業等従事許可	78件	選挙(参議院)の投票管理者、新城市観光協会等

6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 職員研修の状況

	研修名	日数	回数	人数	研修主体	
派遣研修	一般職員前期研修	5	1	15	新城設楽地区市町村 職員研修協議会	
	一般職員中期研修	5	1	10		
	一般職員後期研修	3	1	12		
	新任係長研修	4	1	6		
	課長補佐研修	3	4	4		
	課長研修	2	3	3		
	部長研修	2	2	2		
階層別研修	現任管理者研修	1	2	4	(財)愛知縣市町村振興 協会 研修センター	
	地方自治法講座	3	1	2		
	地方公務員法講座	3	1	2		
	民法(財産法)講座	4	1	2		
	民法(家族法)講座	3	1	2		
	行政法講座	7	1	1		
	法制執務講座(基礎)	2	1	1		
	法制執務講座(実務)	2	1	1		
	地方税(民税)講座	4	1	1		
	地方税(固定)講座	4	1	1		
	地方税(徴収)講座	3	1	1		
	専門研修	財務会計研修	2	1		1
	会計学講座	6	2	2		
	パソコン講座 アクセス初級	2	6	2		
	パソコン講座 パワーポイント	1	2	2		
	プレゼンテーション	2	1	1		
	ディベート研修	3	1	1		
	広報研修	1	1	1		
	政策法務研修	4	1	1		
	カウンセリングマインド研修	2	1	1		
経営管理研修	3	1	1			
交渉力・折衝力向上研修	2	1	1			
NPO理解促進研修	1	1	1			

特別 研修	JST 基本コース指導者養成研修	5	1	1	安全運転中央研修所
	接遇研修指導者養成研修	4	1	1	
	JKET指導者養成研修	3	3	1	
	研修企画担当者研修	1	1	1	
	安全運転管理者研修	4	1	1	
	改革の時代の人事管理と組織づくり	4	1	1	
	人口減少時代の政策企画	4	1	1	市町村職員中央研修 所(市町村アカデミー)
	合併とこれからの市町村行政	4	1	1	
	知恵と工夫の地域再生	4	1	1	
	住民と行政の協働	8	1	1	
	病院事業経営管理事務	8	1	1	
	選挙事務	8	1	1	
	自治大学校2部	71	1	1	自治大学校
	他市職員研修 等	5	1	32	他市
自主研修	新規採用職員採用前説明会	1	2	13	新城市
	環境体験研修(ごみ研修)	1	39	160	
	接遇研修	1	8	202	
	交通安全研修	1	6	729	
	環境首都を目指す課長研修	1	7	397	
	職場のコミュニケーションとメンタルヘルス	1	4	138	
	情報セキュリティ研修	1	1	113	
	地域情報基盤整備研修	1	2	421	
	第2東名事業研修	1	1	127	
	財政状況研修	1	3	687	
	しんしろエコガバナンス研修 エコオフィス、EMS、階層別等	1	17	641	
合計				3,758	

(2) 勤務成績の評定の状況

勤務成績の 評定の方法	人事考課
実施時期	市町村合併直後のため休止中(例年は、10月1日に実施)
対象人員	医師・歯科医師、部長職(相当職を含む)を除く全職員
効果要素	成績考課(仕事の質、量) 情意考課(規律性、責任感、協調性、積極性) 能力考課(知識・技能、理解力、判断力、決断力、表現力、調整力、企画力、指導・統率力)
実施状況	なし

7 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 共済組合の負担の状況

	事業内容	市負担額	一人当たり負担額
愛知県市町村職員共済組合	短期(健康保険)	959,642,471 円	930,788 円
	長期(年金)		
	福祉事業		
	介護保険		

(2) 職員互助会の負担の状況

	事業内容	市負担額	一人当たり負担額
市職員会 市民病院共励会	給付事業	9,503,061 円	9,298 円
	福利厚生事業		

(3) 定期健康診断等健康管理の状況 単位:人

健康診断等の種類	受診者数
定期健康診断(変則勤務者は年2回)	1,043
人間ドック	317
人間ドック+脳ドック	18
歯科検診	94
B型肝炎予防接種	93
C型肝炎検査	938

(4) 公務災害等の状況 単位:件数

	前年度末 未認定件数	申請件数	処理件数		取下げ件数	年度末 未認定件数
			認定	非該当		
公務災害	1	6	7	0	0	0
通勤災害	0	5	5	0	0	0

8 勤務条件に関する措置の要求の状況及び不利益処分に関する不服申立ての状況

(1)勤務条件に関する措置の要求の状況

単位：件数

	前年度末	措置要求	処理			年度末
	未処理(A)	(B)		(A)の処理	(B)の処理	未処理
給与・旅費	0	0	0	0	0	0
勤務時間・休暇	0	0	0	0	0	0
福利厚生	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0
合計	0	0	0	0	0	0

(2)不利益処分に関する不服申立ての状況

単位：件数

	前年度末	措置要求	処理			年度末
	未処理(A)	(B)		(A)の処理	(B)の処理	未処理
分限処分	0	0	0	0	0	0
懲戒処分	0	0	0	0	0	0
転任	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0
合計	0	0	0	0	0	0